



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1
電話 (027) 288-0371 FAX (027) 230-8052

【記事】

- 1 野生イノシシにおける豚熱感染
- 2 衛生対策を強化しましょう
- 3 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種について
- 4 「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」が策定
- 5 堆肥作りで資源環境型農業に貢献しませんか!!
- 6 定期報告書提出のお願い



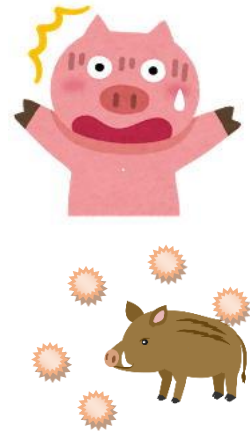
【添付資料】

- 1 群馬県における陽性イノシシの発見・捕獲地点地図
- 2 韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況について
- 3 よい堆肥を作って資源循環型農業に貢献しませんか？



◆◆ 野生イノシシにおける豚熱感染 ◆◆

令和5年度に県内で豚熱に感染した野生イノシシは21頭（陽性率：約2.7%）、うち中部管内では7頭の陽性が確認されています（12月7日時点）。この内19頭が10月以降に確認されており（10月以降の検査頭数に対する陽性率：約6.9%）、野外の汚染リスクが高まっている危険性があります。野生イノシシ対策として、豚熱経口ワクチンの散布を11月～12月にかけて実施しました。農場においても引き続き、消毒の徹底等飼養衛生管理基準の遵守、野生鳥獣の侵入防止対策及び確実なワクチン接種をお願いします。



◆◆ 衛生対策を強化しましょう ◆◆

前述のとおり豚熱に感染した野生イノシシの発見が県内で続いており、8月には九州地方初となる佐賀県での農場発生があり、九州地方での豚熱ワクチン接種が9月から開始されています。また、隣国の韓国ではアフリカ豚熱の発生が継続しています。飼養衛生管理を含めた対策については定期的に点検・見直しを行い、対策の再徹底をお願いします。

（1）農場内へ病原体を持ち込まないために

・車・人の対策

車両はタイヤ、タイヤハウス、車両の底面など、しっかりと動力噴霧器等で消毒しましょう。石灰帯だけでは不十分です。

車から降りる運転手は、ブーツカバーを履くなど対策をしましょう。

• 野生動物の対策

病原体を運ぶのはイノシシだけではなくありません。ほかの野生動物や野鳥がウイルスを運んでくる可能性があります。

防護柵や防鳥ネットは、破損がないか定期的にチェックしましょう。

防鳥ネットが未設置の農場は、早急に設置をお願いします。!

(2) 豚舎内へ病原体を持ち込まないために

• 人の対策

豚舎ごとに長靴履き替え、衣服の着替え、手指消毒または専用の手袋を着用しましょう。

豚舎専用長靴への履き替えについて、豚舎外で履いていた長靴のまま豚舎内へ入ってしまっている状況がみられます。

前室がない場合は、豚舎入口にすのこ等を設置して履き替えスペースを確保し、豚舎内外の境界を明確にするようにしましょう。



- 豚舎外の長靴はバット内で脱ぐ
- すのこに靴下で上がる
- 豚舎用長靴に履き替える



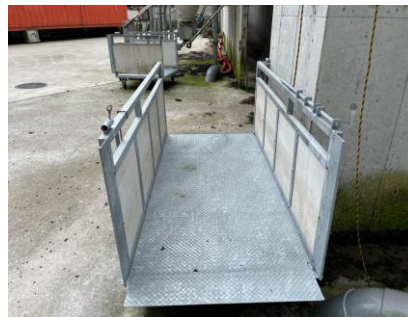
• 豚の移動時の対策

移動用のケージやトラックは使用直前に消毒をしてから使用しましょう。

ケージはタイヤの泥はねが豚にかかるのを防止するため、隙間がないようにしましょう。

豚舎の外を歩かせることは高リスクです! 石灰消毒だけでは十分であるとは言えず、移動用のケージやトラックの使用、移動専用通路の設置を検討してください。

通路が動線の妨げになる場合には、可動式の通路などもあります。



具体的な改善方法についてわからない方は、当所までご連絡ください

消毒液は気温が低いと効果が低くなります。
冬期は暖かい時期よりも**濃い濃度**で使用してください。

(例：逆性石鹼 夏期 500 倍→冬期 200 倍など)

◆◆ 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種について ◆◆

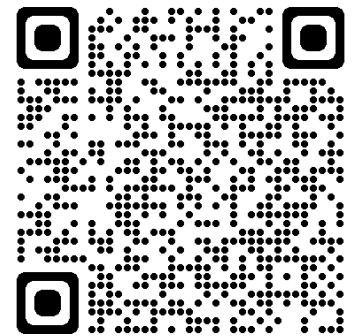
認定農場における登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種について、登録管理者の要件となっているフォローアップ研修会（年に1回以上の受講が必須）を、令和6年1月30日（火）と2月2日（金）に開催予定です。

研修会についてはオンラインおよび対面でのハイブリッド開催を予定しており、詳細については後日改めてのお知らせになりますが、**豚熱ワクチン接種を行っている登録管理者の方は必ず受講するように**お願いします。

また、新規に農場での登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種を希望される方は、畜産課もしくは家保までご連絡ください。認定農場になるためには飼養衛生管理基準を遵守していることが条件となり、登録飼養衛生管理者になるためには指定の研修を受講する必要があります。詳しい制度の内容や申請に必要な書類は、群馬県のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

◆◆ 「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」が策定 ◆◆

令和5年7月に国が「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」を策定しました。乳用牛・肉用牛・豚・採卵鶏・ブロイラー・馬の飼養管理や家畜の輸送等について技術的な指針が示されました。今のところ罰則規定はありませんが、今後はクロスコンプライアンス(資金借入)や畜産物の輸出等に関わってくる予定です。家畜が快適に過ごせる環境を整えてください。家畜が快適に過ごしているかは①飢え、渇き及び栄養不良からの自由、②恐怖及び苦悩からの自由、③身体的及び熱の不快からの自由、④苦痛、傷害及び疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由、の「5つの自由」が守られていることが大事です。詳しくは農林水産省のホームページをご覧ください。チェックリストも掲載されています。



◆◆ 堆肥作りで資源循環型農業に貢献しませんか！！ ◆◆

今、化学肥料の高騰や環境意識の高まりによるオーガニック農産物の需要増で堆肥の需要が高まっています。そのため、耕種農家は良い堆肥を作っている畜産農家に関心を寄せています。また、堆肥が安定的に使用されることは野積みの回避や悪臭防止にもつながるため、畜産環境保全対策にも重要です。この機会に堆肥作りを見直し、良質な堆肥を生産することで地球にやさしい農業に貢献しませんか？



なお、堆肥を製造して他者に渡す場合は、有償・無償を問わず手続きが必要です。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

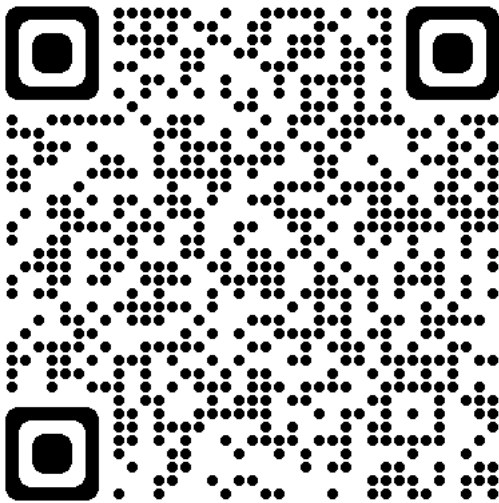
◆◆ 定期報告書提出のお願い ◆◆

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日現在の飼養状況（頭数、畜舎数等）を県知事あてに報告することとなっています。1月下旬に報告様式を発送いたしますので、3月15日までに提出をお願いします。

●提出いただくもの

- ①定期報告書
- ②飼養衛生管理の遵守状況（チェックシート）
- ③添付書類（農場や埋却地に変更がある場合、地図の提出をお願いします）

なお、報告様式は群馬県ホームページや中部農業事務所家畜保健衛生課のページにも掲載しておりますので、必要に応じてご利用ください。



家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。